

ようこそ フェスティバル

協賛募集要項

ようこそフェスティバルを開催しております、『届け！』実行委員会はアニメファンと地域の相互理解の場の創出を趣旨として、毎年イベントを開催しております。
次回は令和3年12月11日(土)に「第3回ようこそフェスティバル」を開催します。

開催にあたりまして運営費を補うべく、イベント趣旨にご賛同の上でご協賛いただける、個人や企業等をご協賛募集要項により広く募ります。

1: イベント概要

【名称】第3回ようこそフェスティバル(以下、「本イベント」とする。)

【開催日時】令和3年12月11日(土)※午前開場予定

【会場】宇治市文化センター・大ホール及び中庭

【内容】①同人誌即売会 ②アンサンブル演奏会 ③ラッピングカー展示 ④コスプレ

【想定来場者数】500名～

2: 協賛特典

協賛をお申し込みの個人・企業・団体等(以下、「協賛者」とする。)の皆様には、以下の協賛特典一覧により申込み協賛金額に対応する協賛特典を提供致します。

1口5000円とし、3口までに特典をご用意しております。それ以上の金額や物品協賛についてはホームページ内のお問い合わせフォームよりご連絡ください。

口数毎の特典は次の頁をご参照願います。

▶1口(5000円)

【特典1】協賛者の社名をカタログに掲載します

当日に頒布する本イベントカタログとチラシに協賛者のお名前をテキストで掲載致します。※
例)協賛者一覧：ようこそフェスティバル株式会社

【特典2】会場にチラシを設置可能です。

チラシは協賛者側が用意したものを会場内に設置させていただきます。送料は協賛者様負担となります。

【特典3】イベント会場内に自社のブースを設置できます。希望制。

自社商品や加工品の販売・宣伝が行えます。ブースは長机(180×45)と椅子をご用意いたします。ブースに弊社スタッフはご用意できません、協賛者様側からスタッフが来られての物販や宣伝を行ってください。販売可能なものは加工品やオリジナル商品等となります。飲食物の販売は保健所の認可や調理を要しない加工品に限らせていただきます。

▶2口(10000円)

【特典4】カタログに広告を掲載できます

上記、特典1～3に加えてカタログにA4サイズ1/3程度の横長サイズの広告を掲載できます。実寸：横180mm、縦90mm程度。詳細は簡単な打ち合わせやり取りをさせていただき、こちらで作成するか自前で用意していただくかのいずれかとなります。

【特典5】ようこそフェスティバルのポスターをお送りします

希望制となります。ホームページのイベントポスターをお送りします。

▶3口(15000円)

【特典6】ようこそフェスティバルの全てのSNSで協賛者紹介を行います。

上記1口、2口の特典に加えてSNSで協賛者紹介を行います。店舗やサービス、団体によってはご希望に添えない場合がございますことをご容赦願います。

【特典7】ブース特典を用意します。

イベント会場内に自社のブースを設置される方限定となりますが、ステッカーまたはポストカード等のイベントノベルティを商品のおまけとして付けられるように弊会が手配します。上限を100枚とし、イベント会場内のみで配布可となりますのでご理解願います。

▶物品協賛(事前受付のみ:要相談)

物品協賛も受け付けております。全ての来場者(参加者)へ向けてのノベルティや、スタッフ向けの飲食物や機材等の提供を想定しております。本イベントニーズに合致しないものはお断りする場合もございます。例)マスク・飲料等

3: 協賛申込み

協賛の申込方法は、ホームページのお問い合わせフォームから行えます。

お問い合わせ項目の【協賛や協力について】を選択し、内容に担当者名と協賛希望の旨/口数を記載の上で送信してください。本イベントから、折り返しお申し込みメールアドレス宛にご連絡させていただきます。

4: 申込後の手続きなど

- ① 申込み内容の確認(メールでご連絡致します。)
- ② 協賛特典の利用案内、協賛金のご請求書送信(PDFファイルでの送信となります。)
- ③ 協賛金のご入金(peatixでのご入金となります)
- ④ 協賛金領収書の送信(PDFファイルでの電子領収書となります。)
- ⑤ 協賛特典内容の簡単な打ち合わせ(記載名、ブースや広告についてなど。)

その他、必要なお連絡はイベント当日まで責任をもち、適宜行わせていただきます。お気軽にご連絡ください。一緒にイベントを盛り上げていけたら幸いです。

5: 申込みにあたっての注意事項

① 荒天、地震、風水害、事件、事故等の不測の事態が生じたときは、やむを得ず本イベントを中止することがあります。この場合であっても受領済協賛金は返還いたしません。また、これに伴う仕入れ金の損害や営業機会の損失、その他いかなる名目においても、金銭補償は一切いたしかねます。

② この協賛募集要項による各種広告や特典の提供の有効期間は、原則として令和3年12月31日に消滅します。

③ 協賛金ご入金の際は、振込手数料/決済手数料をご負担ください。

④ 物品協賛は、協賛される商品等の原価相当額から協賛金額を算定します。

⑤ 以下に掲げるところに該当する協賛および、本イベント趣旨にそぐわないと主催者が判断する協賛は、お断わりすることがあります。

- ・政治性および宗教性のあるもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)2条に規定する営業に該当するもの、またはこれに類するもの
- ・暴力団員や反社会組織等と密な関係を有するもの、またはそれらと主催者が判断したもの

⑥ 緊急事態宣言などによる、行政命令での施設利用中止が発生した場合は延期を予定しております。その際は別途個別にご連絡させていただきます。